

BCP-04
新型コロナウイルス感染症
(COVID-19)
対応手順書

—第1版—

2023年3月1日

社会福祉法人

広谷福社会

承認印

改定履歴

第 1 版 2023 年 3 月 1 日 (作成日) 2023 年 3 月 1 日 (承認日)

内容：新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴い新規作成

作成者：大和庄二郎

目次

（目的）	4
1（定義）	4
2（感染経路）	5
3（警戒フェーズ）	6
4（予防対策）	7
4.1（情報収集と社内への情報提供）	8
4.2（新型コロナウイルス感染症に関する情報発信）	8
4.3（手洗い・うがい・手指の消毒の徹底）	8
4.4（立入制限）	8
4.5（対人距離の確保）	9
4.6（社内設備の消毒）	9
4.7（勤務体制の変更）	9
4.8（出張や外出の制限）	10
4.9（事業の縮退又は拡大）	10
4.10（事業継続に必要な物資・サービスの確保）	10
5（感染者対策）	10
5.1（従業者に感染の疑いがある場合）	10
5.2（従業者が感染した場合）	11
5.3（従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合）	12
5.4（従業者の同居の家族が感染した場合）	12
5.5（取引先において感染者が発生した場合）	13
5.6（事業の縮退）	13
6（復旧対策）	13
7（附則）	13
<参考資料>	14

(目的)

本手順書は、社会福祉法人 広谷福祉会（以下、「当法人」という）が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生により重大な損害を被る可能性がある場合に従業員が混乱することなく迅速に予防対策や感染者対策、復旧対策等を実施し、速やかな事業復旧へ繋げることを目的として、従業員がとるべき対応に必要な事項を定める。

1 (定義)

この手順書において、次の用語及び定義を適用する。

○新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

人に感染するコロナウイルスは、現時点において 7 種類が確認されており、その中の 1 つが、2019 年 12 月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」である。その他の 6 種類のうち 4 種類のウイルスは、一般の風邪の原因の 10~15% (流行期は 35%) を占め、多くは軽症であり、残りの 2 種類のウイルスは、2002 年に発生した「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」と 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」である。コロナウイルスはあらゆる動物に感染するが、種類の違う他の動物に感染することは稀であり、消毒用アルコール (濃度 70%以上) 等による消毒で感染力を失う。なお、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスとの違い (図表 1 を参照) は次の通りである。

(図表 1) 季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスとの違い

種別	季節性インフルエンザ	新型インフルエンザ	新型コロナウイルス
発病	急激	急激	多様
症状	頭痛、関節痛、倦怠感、咳やくしゃみ等、38℃以上の発熱	不明 (発生後に判明)	息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状
潜伏期間	2~5 日	不明 (発生後に判明)	1~12.5 日 (多くは 5~6 日)
感染性	有り	強い	強い
発生状況	流行性	大流行性 (パンデミック)	大流行性 (パンデミック)
死亡率	0.1%以下	不明 (発生後に判明)	約 2.3%

○感染者

臨床の特徴等（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等）から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、PCR 検査や抗原検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者。

※無症状病原体保有者（症状はないが、PCR 検査や抗原検査が陽性だった者）について、通常、肺炎等を起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる恐れもある。

○ハイリスク者

高齢者（65 歳以上）、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患を含む）等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、妊婦等が重症化しやすいとされている。

○濃厚接触者

感染者の感染可能期間（新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策無しで、感染者と 15 分以上の接触があった者

（周辺の環境や接触の状況等個々の状況を踏まえ、総合的に判断される）

※濃厚接触者は所轄保健所の指示に従い自宅待機による健康観察を実施する必要がある。

2（感染経路）

新型コロナウイルスの感染経路は現時点において解明されていない部分もあるが、下記の季節性インフルエンザの主な感染経路を参考に対策を実行する。

・飛沫感染

咳やくしゃみにより、口や鼻からウイルスを含んだ 5 ミクロン以上の飛沫が拡散し、これを他の人が吸い込み、粘膜に接触する事で感染すること。

咳では 1 回当たり約 3 千個、くしゃみでは 1 回当たり約 4 万個の飛沫と飛沫核が生じるとされ、5 分話だけでも約 3 千個の飛沫と飛沫核が生じる（咳 1 回分）。

・接触感染

ウイルスと粘膜等が直接的に接触又は間接的に接触することによって感染すること。

新型コロナウイルスは、段ボールの表面では最長 24 時間、プラスチックやステンレスの表面では最長 2～3 日ほど生存し、空気中に漂う小さな粒子に付着したエアロゾルの状態でも、最長 3 時間は生存するとされる。

・空気感染

ウイルスを含んだ飛沫の水分が蒸発して乾燥し、5 ミクロン以下の小さな飛沫となって空気中を漂い、これを吸い込むことによって感染すること。

※新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染と接触感染の2つが考えられている。国内の感染状況を見ても、空気感染は起きていないと考えられるものの、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

3 (警戒フェーズ)

WHO (世界保健機関) や厚生労働省等によって定められている新型インフルエンザのパンデミックフェーズ (図表 2 を参照)、各都道府県の警戒レベルなどを踏まえて、“4 (予防対策)”、“5 (感染者対策)” 及び “6 (復旧対策)” を速やかに実行する。

(図表 2) 新型インフルエンザのパンデミックフェーズ

区分	定義	WHO フェーズ	対策
未発生期	人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、人へ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出	1	世界、国家、都道府県、市区町村のそれぞれで、パンデミック対策を強化する
	人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物から人へ感染するリスクが高いウイルスが検出	2	人への感染拡大のリスクを減少させ、仮に人感染が起きたとしたら、迅速な検知、報告が行われる体制を整備する
	人への新しい亜型のインフルエンザ感染が認知されているが、人から人への感染は基本的にない	3	新型ウイルスを迅速に検査診断し、報告し、次の患者発生に備える
海外発生期	人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	4	隔離をはじめとした物理的な封じ込め対策を積極的に導入し、ワクチンの開発と接種等を事前に計画し、準備した感染症対策の実施に必要な時間的猶予を確保するために、最大限努める
国内発生早期			
感染拡大期	人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる	5	パンデミックの影響を最小限にとどめるためのあらゆる対策をとる
	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している	6	
回復期・小康期	パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する	—	—

4 (予防対策)

対策本部は、新型コロナウイルス感染症の予防に関し、3つの密(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面)を避けることを前提として、厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例(図表3を参照)や広島県の「職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例」を踏まえ、下記の対策を検討する。なお、予防対策の実施に当たっては、事業継続チームが中心となり、全従業員に順守させること。

- ・職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/390204.pdf>

(図表3)「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省公表文より原文ママで一部抜粋)

一人ひとりの基本的感染対策
<p><感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。 <input type="checkbox"/> 遊びに行くなら、屋内より屋外を選ぶ。 <input type="checkbox"/> 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。 <input type="checkbox"/> 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。 <input type="checkbox"/> 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。 <input type="checkbox"/> 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。 <p>※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。</p>
<p><移動に関する感染対策></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。 <input type="checkbox"/> 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。 <input type="checkbox"/> 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。 <input type="checkbox"/> 地域の感染状況に注意する。
日常生活を営む上での基本的生活様式
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> まめに手洗い・手指消毒 <input type="checkbox"/> 咳エチケットの徹底 <input type="checkbox"/> こまめに換気 <input type="checkbox"/> 身体的距離の確保 <input type="checkbox"/> 「3密」の回避(密集、密接、密閉) <input type="checkbox"/> 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
働き方の新しいスタイル
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> テレワークやローテーション勤務 <input type="checkbox"/> 時差通勤でゆったりと <input type="checkbox"/> オフィスはひろびろと <input type="checkbox"/> 会議はオンライン <input type="checkbox"/> 名刺交換はオンライン <input type="checkbox"/> 対面での打合せは換気とマスク

4.1 (情報収集と法人内への情報提供)

対策本部の情報収集責任者ならびに BCP 事務局メンバーは、日本政府ならびに関係省庁の WEB サイト等にアクセスし、新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を適時収集する。また、収集した情報については、法人内掲示板やメール等を用いて全従業員に情報提供を行う。

- ・首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※公的なサイト以外から情報収集する場合は、根拠の無い情報やデマ等に惑わされないよう、必ずファクトチェック（真意の検証、事実確認）を行うこと。

4.2 (新型コロナウイルス感染症に関する情報発信)

対策本部の広報対応責任者は、当法人における“4 (予防対策)”、“5 (感染者対策)”、“6 (復旧対策)”及び感染状況を取りまとめて「**BCP-02-08 事業継続活動公表文書**」の作成を行う。作成した「**BCP-02-08 事業継続活動公表文書**」については対策本部の合議を経て、対策本部長の承認を得てから当法人 WEB サイトにて公表する。また、当法人における“4 (予防対策)”、“5 (感染者対策)”、“6 (復旧対策)”及び感染状況が変化する都度（国や都道府県による各種要請への対応、当法人での感染拡大等を含む）、各種の情報を取りまとめて公表の必要性について検討し、上記と同様の手順により公表を行う。

※「**BCP-99-01 主要依存関係先一覧表**」に記載されている取引先に対して当法人の取り組みや感染状況などを情報共有することにより、当法人への信頼を維持するだけでなく、取引先にも同様の対策や対応を実施するよう求めることを考慮する。

4.3 (手洗い・うがい・手指の消毒の徹底)

出勤時・外出先からの帰着時・帰宅時等において、手洗い・うがい・手指の消毒を徹底する。手洗い時には石鹸等、手指の消毒には消毒用アルコール（濃度 70%以上）を使用すること。

4.4 (立入制限)

新型コロナウイルスに感染している疑いがある来訪者の入所を防ぐため、建屋内への立入りを制限する。立入りについては受付場所を限定する等の工夫を行うとともに、下記の対策を実施する。

- ・来所者に対する健康観察を実施する

来所者に対し訪問前の健康観察（検温等）を依頼するとともに、入所時に**様式 8 「来所者・入所時健康チェックリスト」**「**面会票**」を用いた健康観察を再度実施し、体調不良者については入所を断る。

- ・来所者の情報を収集する

来所者の入所時に**様式 8 「来所者・入所時健康チェックリスト」**「**面会票**」に記帳させ、感染者が発生した場合の追跡調査が行えるようにする。

- ・手指の消毒を行う

入口に消毒用アルコール（濃度 70%以上）等を設置し、来所者に対して手指の消毒を実施させる。

4.5 (対人距離の確保)

新型コロナウイルスに感染している疑いがある者との接触距離を 2m 以上確保することにより、咳やくしゃみによる飛沫感染を予防するとともに、必要に応じて下記の対策を実施する。

- ・対面による会議の制限

WEB 会議等を積極的に活用し、対面による会議を制限する。

- ・法人内施設や設備の利用制限

事務室、会議室、食堂、休憩室又は喫煙所等、人が集まる法人内施設や設備の利用については、1 時間に 1 回以上の窓を開けた換気を行うとともに時差利用や人数制限等を行う。また、施設の立地環境や設備の仕様によってはその利用を禁止する。

- ・レイアウトの変更

横や前の座席との間隔の確保や椅子を間引く等の工夫をする。

4.6 (法人内設備の消毒)

感染経路となる可能性がある法人内設備 (ドアノブ、スイッチ、電話、机、イス、蛇口、エレベーターの押しボタン等) について、消毒を実施する。なお、1 日 1 回は人が頻繁に接触する場所を重点的に消毒し、作業に当たっては保護具 (マスク、ゴーグル、ゴム手袋等) を着用すること。また、消毒に使用した保護具については消毒又は廃棄し、作業後に手洗い・うがい・手指の消毒を必ず行うこと。

- ・新型コロナウイルスに使用できる消毒剤

手指：消毒用アルコール (濃度 70%以上)

物の表面：塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム：濃度約 5~6%)

※塩素系漂白剤は用途に応じて希釈 (図表 4 を参照) して使用する。

※次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例としては、ハイター、ブリーチ等がある。なお、古くなった製品は効果が薄いので、注意すること。

(図表 4) 塩素系漂白剤の希釈

用途	濃度	希釈方法
ドアノブ・手すり等	0.05%	500ml の水道水に塩素系漂白剤を 5ml (ペットボトルのキャップ 1 杯分) 入れる
吐しゃ物が付着した床等	0.1%	500ml の水道水に塩素系漂白剤を 10ml (ペットボトルのキャップ 2 杯分) 入れる

4.7 (勤務体制の変更)

テレワーク、時短勤務、ローテーション勤務 (就労日や勤務時間帯を複数に分けた勤務)、週休 3 日制の導入、時差出勤、通勤手段の変更等を含め、勤務体制の変更等を必要に応じて行う。

※テレワークの実施に当たっては、新たな IT 機器やクラウドサービスの導入だけでなく、法人外から法人内システムへのリモートアクセスを考慮した情報セキュリティ対策 (暗号化、アクセス権、管理者権限の設定等) が必要となることに留意する。また、法人内資産 (IT 機器、帳票等の紙媒体等) の持ち出しが発生する場合はそれらの管理を徹底する必要がある。

4.8 (出張や外出の制限)

新型コロナウイルス感染症が流行している国や地域への出張を禁止するとともに、人が集まる場所への外出を避ける等、不要不急の出張や外出は回避または延期する。事業継続の必要性から、止むを得ず、出張や外出をする場合は、マスクの着用や消毒剤の携行等を義務付けること。また、海外出張については外務省から渡航先の情報を必ず収集するとともに、帰国後に必要な対応も含め、万全を期すること。

- ・外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・外務省 たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4.9 (事業の縮退又は拡大)

勤務体制の変更だけでなく、感染者の発生や濃厚接触者の自宅待機により、平常時と同レベルでの事業継続が困難になることが想定されるため、対策本部は事前に「BCP-02-09 事業影響度分析表」を参照し、優先的に継続・復旧させる事業（サービス・利用者）を把握しておくとともに、需要減を見据えた事業の縮退及び需要増を見据えた事業の拡大について速やかに検討し、その対応に必要な経営資源（人・物・金・情報）の確保が出来次第、事業継続チームに伝達して実施させる。

※事業の縮退により余剰となった経営資源を優先的に継続・復旧させる事業（サービス）に充てることも検討する。

4.10 (事業継続に必要な物資・サービスの確保)

対策本部の予算管理責任者は、“4（予防対策）”、“5（感染者対策）”、“6（復旧対策）”の実施に必要とされる物資・サービスの調達にどの程度の資金が必要であるか算出を行い、予算の確保を行う。また、事業継続チームは予算が確保され次第、速やかに物資・サービスの調達を実施する。

※「BCP-02-09 事業影響度分析表」の“「目標復旧レベル」の事業を再開するために必要とする主な経営資源”や「BCP-99-01 主要依存関係先一覧表」に記載されている取引先（調達先）が事業中断する事態等も考慮すること。

5 (感染者対策)

対策本部は、従業員から新型コロナウイルスの感染者又は感染の疑いがある者等が発生した場合、下記の対策を検討する。なお、感染者対策の実施に当たっては、事業継続チームが中心となり、全従業員に順守させること。

5.1 (従業員に感染の疑いがある場合)

発熱等の風邪症状がみられる際は、出勤せずに事業継続チームの事業継続統括責任者に報告する。なお、出勤後に発熱等の風邪症状がみられる際は、速やかに帰宅させるとともに、当該従業員と接触した従業員の洗い出し（症状を呈した日の2日前から現時点まで）を行う。

○発熱等の風邪症状がみられる際の対応

症状が、以下の条件のいずれかに該当する場合は、かかりつけ医もしくは受診・相談センター（積極ガードダイヤル）に相談のうえ、医療機関を受診し、その指示に従う。従業者より体調不良の報告を受けた事業継続責任者は、「**BCP-04-02 体調不良者報告書**」を作成し、事業継続統括責任者に速やかに報告する。事業継続統括責任者は、各事業継続責任者の情報を取りまとめ、対策本部の情報収集責任者に随時報告を行う。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ハイリスク者（高齢者・基礎疾患のある者等）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の者で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤等を飲み続けなければならない者も同様とする。

5.2（従業者が感染した場合）

“5.1（従業者に感染の疑いがある場合）”において、従業者が医療機関を受診した結果、PCR検査や抗原検査が必要であると判断され、陽性であると判明した場合は、保健所から当法人に連絡が入り、保健所職員による濃厚接触者の特定と消毒の指導が行われるので、対策本部及び事業継続チームはその内容に従った対応を速やかに実施する。

※予防対策の再徹底の周知に当たっては、感染者が特定されることがないように留意するとともに、従業者が得た各種情報について、取材対応や SNS（Facebook や Twitter 等）への投稿等、個人による各種メディアへの情報発信を絶対に行わないよう指導を行う。（憶測や不確実な情報を発信することで、組織の社会的信用に大きなダメージを与えることになり、取り返しのつかない事態に陥ることになる）

※療養等の解除基準は以下の通りである。 （令和5年3月1日現在）

有症状感染者	発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合	
無症状感染者	検体採取日から7日間経過した場合	

※感染者、濃厚接触者及びその家族等に対する誤解や偏見に基づく差別がないよう、従業者に指導するとともに円滑な職場復帰に向けた配慮を行う。

※退院時又は隔離の解除時には他者への感染性は極めて低いものの、新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院又は隔離解除後少なくとも4週間程度は個人による予防対策に加え健康観察が求められることから、「**BCP-04-03 健康観察票**」を用いて日々の体調を記録させること。

※賃貸契約して入居している事業所で従業者が感染した場合は、貸主に速やかに情報提供を行い、その指示に従う。

5.3 (従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合)

従業者の同居の家族に感染の疑いがある場合は、以下の点に注意して自宅での対応を行うよう指導すること。

- 部屋を分ける。
 - ・子供がいる、部屋数が少ない等、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離が保てるよう、仕切りやカーテン等を設置することを推奨する。
 - ・感染の疑いがある家族は、部屋から出ないようにし、トイレやバスルーム等の共有スペースの利用は最小限にする。
- 感染の疑いがある家族の世話は、出来るだけ限られた者が行い、心臓、肺、腎臓に持病のある者、糖尿病の者、免疫の低下した者、妊婦等が感染の疑いがある家族の世話をするのは避ける。
- マスクを着用する。
 - ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。
 - ・マスクの表面には触れないようにし、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外す。
 - ・マスクを外した後は必ず石鹸等で手を洗う（消毒用アルコールでも可）。
 - ※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔なマスクと交換する。
 - ※マスクがない時等に咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。
- こまめに石鹸等で手を洗い（消毒用アルコールでも可）、洗っていない手で目や鼻、口等を触らないようにする。
- 共有スペースや部屋の窓を開け放しにする等定期的に換気する。
- 手で触れる共有部分を消毒する。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存するため、共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵等）は、消毒用アルコールや薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする。
 - ・トイレや洗面所は、通常家庭用洗剤ですすぎ、消毒用アルコールや薄めた塩素系漂白剤でこまめに消毒する。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーン等は、通常の洗濯や洗浄で問題ない。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はない。
 - ・洗浄前のものを共用しないようにする。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチン等では共用しないように注意する。
- 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。（糞便からウイルスが検出されることがある）
- 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。その後は直ちに石鹸等で手を洗う。

5.4 (従業者の同居の家族が感染した場合)

従業者の同居の家族が感染した場合、当該従業員は濃厚接触者として特定され、保健所から自宅待機による健康観察が求められることから、対策本部及び事業継続チームは保健所の調査に積極的に協力し、その指示に従った対応（在宅確認、「BCP-04-03 健康観察票」を用いた健康観察、生活支援など）を速やかに実施する。

5.5 (取引先において感染者が発生した場合)

取引先において感染者が発生した場合は、当該感染者の行動履歴 (症状を呈した 2 日前から最終来所日まで) を取引先から聴取し、当法人の従業者との接点の有無を調査する。また、当該取引先が、「BCP-99-01 主要依存関係先一覧表」に記載されている取引先であった場合、当該取引先の事業中断に備え、「BCP-02-09 事業影響度分析表」の“「目標復旧レベル」の事業が再開出来ない場合の代替手段”等を確認し、代替手段又は代替調達先の確保等を行う。

5.6 (事業の縮退)

感染者の隔離や濃厚接触者の自宅待機により、平常時と同レベルでの事業継続が困難となった場合には、「BCP-02-09 事業影響度分析表」を参照し、優先的に継続・復旧させる事業 (サービス・利用者) を把握するとともに、需要減を見据えた事業の縮退について速やかに検討し、その対応に必要な経営資源 (人・物・金・情報) の確保が出来次第、事業継続チームに伝達して実施させる。

※事業の縮退により余剰となった経営資源を優先的に継続・復旧させる事業 (サービス) に充てることも検討する。

6 (復旧対策)

対策本部は、事業を再開するに当たり、「BCP-02-09 事業影響度分析表」の“「復旧の優先順位」”を確認し、以下の点を踏まえて、復旧対策を検討する。なお、復旧対策の実施に当たっては、事業継続チームが中心となり、全従業者に順守させること。

- ・急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な復旧 (緩やかな復旧) を行う。
- ・新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮退が出来るよう、臨時の態勢を維持する。
- ・「BCP-99-01 主要依存関係先一覧表」に記載されている取引先の事業の再開に合わせた対応を行う。

7 (附則)

この新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応手順書に基づく対応を 2023 年 3 月 1 日から施行する。

<参考資料>

○補助金・助成金等の活用

“4（予防対策）”、“5（感染者対策）”、“6（復旧対策）”の実施にあたっては、広島県のWEBサイト等にアクセスし、必要に応じて下記の補助金や助成金等の活用を検討する。

- ・広島県 新型コロナウイルス感染症まとめサイト
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

<持続化給付金>

対象者：以下の全てを満たす者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者
- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等会社以外の法人が対象

受給金額上限：個人事業者：100万円

法人：200万円

計算方法：前年の総売上－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

<雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置）>

対象事業者：雇用保険に加盟しており、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で5%以上減少している者

助成率：中小企業：4/5（9/10）

大企業：2/3（3/4）

助成上限金額：1日当たり8,330円

<新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金>

要件：以下の要件に全て該当する事業者が対象

- ・対象の子供の世話を保護者が行うために雇用する労働者に対し有給休暇を取得させた事業主
- ・与えた有給休暇は年次有給休暇でないこと
- ・通常の有給休暇と同額賃金が支払われること
- ・有給取得者が申請時点で1日以上勤務実績があること
- ・雇用保険適用事業所であること
- ・支給のための審査に協力すること

対象の子供：臨時休業等をした小学校等に通う子供

新型コロナウイルスに感染した子供等小学校等を休む必要がある子供

新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子供

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（8,330円/日を上限）

<ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（特別枠）>

補助対象者：中小企業者（組合関連以外）

中小企業者（組合関連）

特定非営利活動法人

対象事業：中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等

補助金額：100万円～1,000万円

補助率：【特別枠】一律 2/3

設備投資：単価 50万円（税抜き）以上の設備投資が必要

補助対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝費・販売促進費

<小規模事業持続化補助金>

補助対象者：小規模事業者

対象事業：地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組であること。

あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること

補助金額：50万円（特別枠 100万円）

補助率：対象経費に対して 2/3

対象経費：機械装置等費、広報費、展示会出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

<IT導入補助金（C類型・特別枠）>

補助対象者：中小企業・小規模事業者

対象事業：新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に役立つITツールとその活用に必要なハードウェア（レンタル品）の導入に取り組む事業が対象

補助金額：30万円～450万円

補助率：対象経費に対して 2/3

対象経費：ソフトウェア購入費用及び導入に必要な不可欠なハードウェア（PC・タブレット等）のレンタル費用等

<広島県感染拡大防止協力支援金>

対象者：休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する以下の事業者

- ・個人事業主
- ・中小企業者

条件等：・全面的な協力

緊急事態措置の全期間、要請等に応じた休業や食事提供施設における営業時間の短縮を実施すること

・雇用の維持（雇用者がいる事業者のみ）

緊急事態措置期間を含む期間において、国の雇用調整助成金を利用すること等雇用の維持に最大限努力すること

対象区分（要件）・支給額：

○中小企業者等（雇用者がいる事業者）

・食事提供施設以外（休業） … 30 万円（2 店舗以上有する事業者 50 万円）

・食事提供施設（休業） … 30 万円（2 店舗以上有する事業者 50 万円）

・食事提供施設（営業時間の短縮） … 10 万円（2 店舗以上有する事業者 15 万円）

○中小企業者等（雇用者がいない事業主）

・食事提供施設以外（休業） … 20 万円

・食事提供施設（休業） … 20 万円

・食事提供施設（営業時間の短縮） … 10 万円